

◆JREI復興メルマガ 号外◆◆=====◆◆  
日本不動産研究所からの震災復興支援に関連する情報配信です。  
=====◆◆平成24年10月30日◆◆  
一般財団法人日本不動産研究所 震災復興支援チームです。

◇◇《目次》=====◇◇  
1. 平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費の使用を閣議決定  
2. 会計検査院が「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について」を報告  
3. 仙台弁護士会が「防災集団移転促進事業における被災宅地の買取に関する要望書」を発表  
=====

---

## 1. 平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費の使用を閣議決定

---

10月26日(金)に、政府は、平成24年度一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費並びに東日本大震災復興特別会計予備費の使用を閣議決定しました。

[http://www.mof.go.jp/budget/budger\\_workflow/budget/fy2012/sy241026a.pdf](http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2012/sy241026a.pdf)

これを受けまして、総務省は、「平成24年度一般会計の予備費及び経済危機対応・地域活性化予備費並びに東日本大震災復興特別会計予備費の使用に伴う地方負担への対応」をホームページに公表しました。

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zaisei02\\_02000062.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei02_02000062.html)

また、復興庁も「平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費使用の閣議決定について」をホームページに公表しました。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/241026.html>

予備費使用決定額は1,203億円であり、その内訳としまして、地域経済産業復興立地推進事業補助金(福島県における地域経済産業復興立地推進事業の基金造成に要する経費)が402億円、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金(中小企業者の施設等について中小企業等グループが施行する復旧及び復興に要する費用に対し、補助金を交付する地方公共団体に一部補助する経費)が801億円となっています。

この件に関しまして、10月26日(金)の平野復興大臣は記者会見のなかで、今回この2つの予算を緊急的な対策として予備費で計上した思いについて記者から問われ、以下のとおり回答しています。

「グループ補助金、福島立地補助金は、被災地の中でそれぞれの事業者の方々が動き始めており、その準備も整ったということですから、できるだけ早く予算措置をして動いていただくというのが基本になると思います。グループ補助金についてもすぐに満額使用できるという状況ではないと聞いていますが、予備費については、年度内に全額執行できるようにする、すぐというのは来週、再来週という意味ではありませんが、いずれ年度内にはしっかり予算措置ができると思っています」

---

## 2. 会計検査院が「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等について」を報告

---

会計検査院は10月25日(木)に、東日本大地震からの復興等に対する事業の実施状況等についての報告書をまとめて、会計検査院法第30条の2に基づいて国会及び内閣に報告しました。

[http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/24/h241025\\_2.html](http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/24/h241025_2.html)

これは、平成23年度に東日本大震災復興関係経費の予算が措置されている国会等16府省庁を対象として検査を行ったものです。

### (1) 検査内容

東日本大震災からの復興等に対する事業に関する各事項について、効率性、有効性等の観点から、次の着眼点により検査を実施しました。

#### ①東日本大震災に伴う被災等の状況

被災の状況はどのようなものとなっているか、また、被災に対して国はどのような施策等の対応を執っているか。

## ②復興等の各種施策及び支援事業の実施状況

- ・ 復旧・復興に係る予算はどのような経費に配分されているか、また、「東日本大震災からの復興の基本方針」における復興施策等はどのような事業により実施されているか。
- ・ 復旧・復興予算に係る復旧・復興事業は、支出、繰越しなどの執行状況からみて、円滑かつ迅速に実施されているか。
- ・ 被災した地方公共団体において復興特別区域制度の復興推進計画、復興整備計画及び復興交付金事業計画の作成等の状況はどのようになっているか、また、これらの計画に基づく特例等はどのように適用されているか。
- ・ 被災した地方公共団体において復旧・復興事業の実施状況及び実施体制はどのようになっているか。

## (2) 検査結果

被災市町村における復興事業等の実施状況につきまして、第1回復興交付金事業計画に基づく復興交付金交付可能額の通知を受けた58市町村の平成23年度の各種復旧・復興事業に対する国庫補助金や復興交付金等の交付状況及びその実施状況について検査を行いました。

その結果としましては、58市町村平均の国庫補助金執行率は49.5%、復興交付金執行率は22.1%、市町村事業執行率は48.8%となっていて、このうち市町村事業執行率は最小で5.6%、最大で99.1%と市町村によって大きな差が見受けられました。

会計検査院は「職員1人当たりの復興交付金等合計額等からみて、これらの市町村における復旧・復興事業の実施に当たる職員に大きな事務負担が生じている。現に、会計検査院が実施したアンケートにおいて、一部の市町村は、復興事業の増加に伴う各種業務に対応するための人的支援やそのための体制整備等を要望している」としています。

## (3) 検査の結果に対する会計検査院からの所見

今後は以下の点に留意して、復興施策の推進及び支援に適切に取り組む必要があるとしています。

- ①被災した地方公共団体の意向や要望、取り組んでいる復興施策等を踏まえた経費の配分や事業費の積算を行うこと
- ②東日本大震災復旧・復興関係経費の執行に当たっては、計画に基づき円滑かつ迅速に事業が実施されるよう、関係行政機関等が実施する事業の進捗状況を的確に把握するとともに、施策の実施の推進及び総合調整を行いつつ、関係行政機関等との連絡調整を速やかに行うなどして、適切、有効かつ効率的な執行に努めること
- ③復興特別区域制度の運用に当たっては、各被災地域の被害及び復興の実情に応じて柔軟に対応するとともに、地方公共団体と十分な意見交換を行いつつ、復興推進計画の特例や復興交付金事業を活用した取組等について把握した上で、情報提供、助言その他必要な協力を行い、地方公共団体の迅速かつ着実な復興の支援に努めること
- ④被災地の地方公共団体等は、限られた人員で震災前と比較して膨大な事業を実施して復旧・復興に取り組んでいることから、その復旧・復興事業の人的な実施体制及び制度の運用状況について現状を把握して、必要な支援に努めること

---

## 3. 仙台弁護士会が「防災集団移転促進事業における被災宅地の買取に関する要望書」を発表

---

仙台弁護士会は、10月26日(金)に「防災集団移転促進事業における被災宅地の買取に関する要望書」をホームページに発表しました。

<http://senben.org/archives/3999>

10月12日と13日に、東日本大震災の被災地の集団移転の促進のため、金融機関が対象地の宅地に設定された抵当権抹消の特例措置を検討していることが報道各社によって報じられました。

しかし、金融機関が対象地の宅地に設定された抵当権抹消の方針を打ち出しているにもかかわらず、被災自治体の多くは、公有財産規則や財務規則上、公有財産を取得する場合は、所有者に抵当権を消滅させ、取得に支障のないようにすることと定め、また、一部の被災自治体では、公有財産規則上、市長が特にやむを得ないと認める場合のほか、予めこれを消滅させた後でなければ、これを取得してはならないと定めています。

仙台弁護士会では、「自治体の要請する抵当権抹消の先履行に応じられないため、現状においてもなお、抵当権の存在が自治体による宅地買取りの重大な障害となっている」として、「被災宅地の買取りにあたり、抵当権抹消の先履行を条件としない手続が進められるよう、規則・運用を改正・改善する」ことを要望書として発表しています。

=====  
JREI復興メルマガは、毎月第2水曜日と第4水曜日に配信しています。  
今回は号外配信でしたが、第13号の配信は11月14日(水)を予定しております。  
=====

---

情報配信サービス（このメール）について

このメールの内容等に関するお問合せは、お手数ですが、各担当までお願い申し上げます。

また、このメールの記事を許可なく転載することを禁じます。

Copyright (C) Japan RealEstate Institute All rights reserved

---

編集・発行：一般財団法人 日本不動産研究所

システム評価部 震災復興支援チーム 情報配信担当

[http://www.reinet.or.jp/?page\\_id=8521](http://www.reinet.or.jp/?page_id=8521)

[TEL] 03-3503-5341 [FAX] 03-3503-4550